

令和3年度 関門海峡観光推進協議会日帰りバスツアー補助金 概要

【実施主体】 関門海峡観光推進協議会（下関市・北九州市）

【実施期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

※上記期限内に催行されるものに限る。

【補助金額】 日帰りツアー バス1台当たり 10,000円（1事業者5台まで）

※交付申請額が本事業の予算額に達した時点で補助金募集終了とする。

※関門エリアでの宿泊を伴うツアーについては、別途宿泊ツアー補助金を申請する。

【補助条件】（1）～（5）の条件を満たすこと。

- （1）旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行者で、かつ日本国内の事業所であること。
- （2）関門エリア（北九州市門司区及び下関市）の有料観光施設1ヶ所以上及び関門エリアでの昼食（自由昼食は除く。）を旅程に組み込むこと。
- （3）貸切バス1台あたりの構成人員は10名以上（乗務員、添乗員は含まない）であること。
- （4）旅行の出発及び帰着は北九州市外及び下関市外であること。
- （5）以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
 - （ア）企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの）。
 - （イ）発注元が宗教・政治を目的とする団体。
 - （ウ）関門海峡観光推進協議会宿泊バスツアー補助金を申請しているバスツアー。
 - （エ）その他、会長が不相当と認めるもの。

【申請方法】

- ツアー催行10日前までに「補助金交付申請書（様式第1号）」を提出し内容について審査を受けます。
- 申請内容が適当と認められた場合「補助金交付決定書（様式第2号）」が発行されます。
- ツアー終了後10日以内に「実績報告書（様式第4号）」を提出していただき審査が終了すると、条件を満たした催行のバス台数分の補助金を交付します。

【お問合せ先・書類の送付先（事務局）】

〒750-8521 山口県下関市南部町1-1

下関市観光スポーツ文化政策課 担当：本村、岡田

TEL:083-231-1350 FAX:083-231-1853